

参加費
無料
手話通訳あり

公開セミナー

子どもの権利条約からみた 日本と台湾

今年は「子どもの権利条約」の採択から30周年です。子どもは決して「半人前」の存在ではなく、大人と同様、一人の人間として生き、成長・発展し、意見を表明する権利があり、また、子どもならではの保護を受ける権利を持つことが条約に記されています。

この条約を日本が批准して25周年を迎えますが、日本の学校では、条約に書かれている子どもの具体的な権利を取り上げ、教えるような人権教育は低調です。しかし、国際社会では、「自分、そして誰もが持つ権利について知ることは権利」です。

この公開セミナーでは、日本と台湾の子どもの権利に関する専門家を招き、それぞれの国において子どもの権利条約の内容がどれだけ実現されているのか、また、子どもの権利をめぐるどのような課題があるのかを報告していただきます。

日時

2019年**10月12日(土)**
午後1時30分～4時30分
(受付午後1時～)

報告者

ペギー・ペイチュン・リン(林沛君)さん
(台湾・東呉大学 准教授 国際人権法、子どもの権利)

会場

大阪市立大学 梅田サテライト
文化交流センター 大セミナー室
(JR東西線「北新地駅」から約200m、
大阪駅前第2ビル6階)

桜井 智恵子さん
(関西学院大学 教授 子ども論、教育社会学)

※英語・日本語の逐次通訳有り。

定員

30人(要申込)
※手話通訳をご希望の方は、10月5日(土)までにお申し込みください。

お申込み
お問い合わせ

ヒューライツ大阪
TEL 06-6543-7003 FAX 06-6543-7004
Email webmail@hurights.or.jp
<https://www.hurights.or.jp/>

共催:大阪市立大学人権問題研究センター
(一財)アジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪)